

令和 6 年

郡山市教育委員会

4月定例会議事録

## 令和6年 郡山市教育委員会 4月定例会議事録

日 時	令和6年4月25日(木) 午後1時30分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 藤 田 浩 志 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 亜 巳
	委 員 田 中 里 香	委 員 見 越 大 樹
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 教育総務部次長兼生涯学習課長 学校教育部次長 ((併)こども部次長) こども部次長 ((併)学校教育部次長) 中央公民館長 中央図書館長 美術館館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 文化スポーツ部次長兼文化振興課長 教育総務部総務課長補佐 学校教育部学校管理課長補佐 教育総務部総務課総務管理係長	山 内 憲 二 瓶 元 嘉 渡 辺 啓 一 宗 形 直 美 佐 藤 香 渡 部 洋 之 片 平 力 也 若 穂 困 豊 永 山 多 貴 子 遠 藤 修 日 下 明 彦 吉 田 圭 輔 石 井 研 也 鏑 木 辰 男 木 村 邦 則 阿 部 義 登 安 彦 直 人
	書 記	柳 沼 飛 翔

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 前回議事録の承認

### 3 教育長の報告

### 4 議 事

議案第 13 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）

議案第 14 号 郡山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

議案第 15 号 令和 7 年度使用小・中・義務教育学校教科用図書の採択の方針について

議案第 16 号 郡山市指定重要文化財の指定について

報告第 3 号 専決処分事項の報告について（訓令改正）

### 5 そ の 他

（1）郡山市教育振興基本計画（第 4 期）の基本的な考え方について

### 6 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 6 年 4 月定例会を開会いたします。  
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。  
なお、本日は、傍聴人はおられません。  
はじめに、令和 6 年 3 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
令和 6 年 3 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。  
次に、教育長報告として、私から 5 件報告させていただきます。  
資料をご確認ください。  
資料 1 につきましては、4 月 11 日に開催されました県教育委員会主催の市町村教育委員会教育長会議についてです。県教育委員会の各種施策を踏

まえながら本市教育の充実を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

次に、資料2につきましては、同じく4月11日に開催されました福島県都市教育長協議会定期総会の内容となります。

次に、資料3につきましては、4月12日に開催されました福島県市町村教育委員会連絡協議会令和6年度第1回理事会の内容となります。

次に、資料4につきましては4月16日に開催いたしました令和6年度第1回郡山市立学校長会議の内容となります。今回の会議では主に国の第4期教育振興基本計画、現行学習指導要領、令和6年度学校教育推進構想と当初予算についてお話しさせていただきました。

最後に、資料5につきましては、4月18日から19日にかけて開催されました、第75回（令和6年度）東北都市教育長協議会定期総会・研修会の内容となります。研修会においては仙台育英学園高等学校野球部の須江航監督に御講演をいただきました。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長

続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第13号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、議案第14号「郡山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、議案第15号「令和7年度使用小・中・義務教育学校教科用図書採択の方針について」、議案第16号「郡山市指定重要文化財の指定について」、報告第3号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」、以上、議案4件及び報告1件が提出されております。

議事の「議案第14号」については、人事案件、「議案第15号」につきましては今後の方針決定に係る案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。議事の「議案第14号」「議案第15号」の案件の審議について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第14号」「議案第15号」については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「5 その他」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認め、はじめに、議案第13号「臨時代理による処理の承認を  
求めることについて(予算)」の事務局の説明を求めます。説明は総務課長  
に一括してお願いしますが、委員の皆様から質問等があった場合には各所  
属長から説明をお願いします。

総務課長 議事の概要の1ページを御覧ください。令和5年度末の専決補正予算に  
ついてであります。年度末の事業費の確定及び国の補助交付金の額の確定  
に伴いまして、歳入歳出予算の整理を行ったものであります。  
説明は、以上でございます。

教育長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。  
「議案第13号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませ  
んか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、「議案第13号」については、原案のと  
おり決しました。

それでは、議案第16号「郡山市指定重要文化財の指定について」、事務局  
の説明を求めます。

文化振興課長 議案書の19ページを御覧ください。こちらは田村町山中にあります田村  
神社に奉納されたものになります。まず、1点目の田村神社扁額二面は江戸  
時代の書家佐文山の揮毫によるもので「大元帥」と書かれたものと「鎮守山」  
と書かれた二面の扁額になります。この文字は市指定文化財の「大元帥明王  
立像」がこの田村神社に納められていることから「大元帥」、この仏様が国  
家鎮守の権能を持っていることから「鎮守山」と書き記されたものです。「大  
元帥」の額は本社殿に、「鎮守山」の額は山門に掲げられております。令和  
5年12月14日の郡山市文化財保護審議会において郡山市にとって貴重な文

化財と考えられることから郡山市指定重要文化財として指定すべきとされたものです。なお、当該審議会の審議において指定名称は「佐文山書田村神社扁額二面」にすべきとされました。

次に、議案書の20ページを御覧ください。2点目の「田村神社御神刀」ですが、こちらも田村神社に奉納されたもので仙台藩第五代藩主伊達吉村公により奉納されたと伝わっているものです。伊達吉村公は参勤交代の際に度々、田村神社を参詣されておりまして、本刀の奉納について、仙台藩の公式記録である「獅山公治家記録」にその記録が残されておりまして、当該作品は仙台藩の御刀鍛冶の作とみられる雄渾な作品であり、伊達吉村公の田村神社に対する崇敬を今に伝える重要な宝物であり、郡山市にとって貴重な文化財であるとして、郡山市文化財保護審議会において重要文化財に指定すべきとされました。この度、令和6年3月18日付で当該審議会の答申をいただきましたのでそれらを踏まえ郡山市指定重要文化財として指定するため本議案を提出いたしました。御審議のほどよろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長            説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長            それでは、これより採決いたします。「議案第16号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長            御異議なしと認めます。よって、「議案第16号」については、原案のとおり決しました。次に、報告第3号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長            報告第3号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」御説明いたします。まず、郡山市教育委員会事務局等文書等取扱規程の一部改正についてですが、改正の要旨といたしましては、本年4月1日、郡山市公文書管理条例が施行となり同条例の内容に合わせる所要の改正を行ったものであり、文書の持ち出し等に関する規定を新たに整備したのになります。

次に、郡山市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございますが、

改正の要旨といたしましては、旅費支給事務及び職務に専念する義務の免除に係る決裁権限の見直し及び、令和5年5月の地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。まず、市独自の改正区分であります。教育委員会職員の旅費支給事務について、市長部局である人事課から総務課の特定専決へ移行したものであります。また、職員の職務に専念する義務の免除につきましても同じく総務課長の権限へと見直しを行ったものであり、これにより事務の効率化を図ったものであります。

次に、法改正の区分であります。令和5年5月の地方自治法改正に伴い、収納事務の私人への委託範囲の拡大がなされ地方自治法施行令第158条の規定が削除されたことから、事務決裁規程上の同条の規定を削除したものであります。

説明は、以上でございます。

教 育 長        説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長        それでは、これより採決いたします。「報告第3号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長        御異議なしと認めます。よって、「報告第3号」については、原案のとおり決しました。

教 育 長        次に「5 その他」に入ります。(1)「郡山市教育振興基本計画(第4期)の基本的な考え方について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長        資料を御覧ください。

今年度、策定を予定しております第4期郡山市教育振興基本計画の基本的な考え方について御説明を申し上げます。計画の概要についてであります。本計画は教育基本法第17条第2項の規定に基づき、「学校教育」「生涯学習」の2分野について本市の教育の進むべき方向とその実現のために必要な施策等を明らかにするものであり、本市の教育分野に関する最上位計画として位置づけられているものであります。計画期間につきましては、参酌すべき国の教育振興基本計画の期間と整合を図るため令和7年度から令

和11年度までの5年間で予定しております。

次に、新計画における体系図（イメージ）についてであります。国におきまして、昨年6月に第4期教育振興基本計画が閣議決定され、その計画の大きな柱といたしまして、「ウェルビーイングの向上」、「持続可能な社会の創り手の育成」の2点が示されており、この国の計画を参酌し、本市の第4期教育振興基本計画を策定していくこととなります。なお、策定にあたりましては、条例で定められている附属機関である郡山市教育振興基本計画審議会を設置し、次期計画の諮問を行い、現在の第3期郡山市教育振興基本計画における成果や課題の検証、昨今の社会情勢、教育環境の変化を踏まえながら議論を進めてまいります。また、審議会の委員の委嘱につきましては、現在作業中となっております。委員の構成が整いましたら、教育委員会定例会の議案として、上程いたします。

続きまして、新計画策定のポイントについて資料の通り御説明いたします。まず、計画策定支援業務委託を導入いたしまして、教育行政の見地とノウハウを有するコンサルタント会社から支援をいただく予定となっております。これにより職員の働き方改革や計画に関する全国の状況等の情報収集等に有効であると考えています。次に、審議会の外部ヒアリングの一環として、ウェルビーイングと教育をテーマとした有識者によるオンライン講演会の開催、子どもたちからの提案や意見を計画策定におけるアイデアやヒントとして活用する子どもワークショップ等を初めての試みとして実施する予定であります。

最後に、計画策定スケジュールであります。7月に第1回審議会、講演会及び子どもワークショップを行い、8月以降から学校教育分野と生涯学習分野を2つに分けた専門分科会を各4回開催いたしまして、11月に次期計画案に対する意見を答申いただく予定となっております。その後、12月のパブリックコメントを経まして、令和7年1月教育委員会定例会におきまして、次期計画の決定を予定しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長            説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員            コンサルタント会社からの支援を受けるとのことでしたが、具体的にはどのような部分について支援を受ける予定でしょうか。

総 務 課 長            今回の支援業務委託についてであります。昨年度に一般市民向けに実



施いたしました、「郡山市の教育に関するアンケート調査」に関する詳しい分析業務、ワークショップと講演会の運営支援、パブリックコメントに関する支援、計画書の印刷製本等となります。

教 育 長            その他、何か意見はございますか。

藤田教育長職務代理者            計画のコンセプトとして、「ウェルビーイング」という言葉がありますが概念的に一般に浸透している言葉ではないと感じております。検索すると「良い状態」「心身ともに良い状態を構築」等の意味だと思いますが「ウェルビーイング」という言葉が独り歩きしてしまう可能性があるためまず、言葉の意味等をしっかりと説明し明確にする必要があると考えます。

教育総務部長            ワークショップや審議会、有識者の講演会の中で「ウェルビーイング」の定義や意味等をご説明させていただき予定となっております。

教 育 長            その他、御意見等はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長            「5 その他」が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

(「議案第14号」「議案第15号」の案件を非公開で審議し、  
全会一致で原案のとおり承認)

教 育 長            本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長            ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和6年4月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時07分